

平成 3 0 年 第 1 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成30年第1回京丹波町議会臨時会

平成30年1月19日（金）

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 京丹波町営土地改良事業の施行について
- 第5 議案第2号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 岩田 恵一 君
- 2番 野口 正利 君
- 3番 坂本 美智代 君
- 4番 東 まさ子 君
- 5番 村山 良夫 君
- 6番 谷山 眞智子 君
- 7番 西山 芳明 君
- 8番 隅山 卓夫 君
- 9番 森田 幸子 君
- 10番 山田 均 君
- 11番 山下 靖夫 君
- 12番 谷口 勝己 君
- 13番 北尾 潤 君
- 14番 梅原 好範 君
- 15番 鈴木 利明 君
- 16番 篠塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

町	長	太	田	昇	君					
参	事	伴	田	邦	雄	君				
参	事	山	田	洋	之	君				
総	務	課	長	中	尾	達	也	君		
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君
土	木	建	築	課	長	山	内	和	浩	君

6 出席事務局職員（2名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書						山	口	知	哉

開議 午前9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回京丹波町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・村山良夫君、6番議員・谷山眞智子君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第1号ほか1件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

1月17日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報常任委員会には、議会だより第55号を発行いただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第1号 京丹波町営土地改良事業の施行について及び日程第5、議案第2号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、議案第1号 京丹波町営土地改良事業の施行について及

び日程第5、議案第2号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 本日ここに、平成30年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただいておりますこと誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第1号 京丹波町営土地改良事業の施行につきましては、平成29年10月の台風21号豪雨により被災しました農地・農業用施設の災害復旧事業に着手するにあたり、土地改良法の定めるところにより議会の議決を必要とされております。今般、農業用施設1箇所の災害査定を終え、事業着手の事務が整いましたことから提案させていただくものであります。

議案第2号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約につきましては、国土交通省近畿地方整備局と8,199万9,000円をもって契約を締結することについてであります。下山地内にあります白土跨道橋は、昭和37年頃の建設であり、経年劣化も激しいことから早期の改修を必要としております。工事の施工にあたりましては、国土交通省と協議を行う中で、工事全般について委託するものであります。

なお、工期は平成31年3月31日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいま上程されました、議案第1号 京丹波町営土地改良事業の施行につきまして、補足説明を申し上げます。

平成29年10月21日から23日の台風21号に伴う豪雨により、農業用施設が被災し、その災害復旧をさせていただくことについて、土地改良法に基づく規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本日お配りをしております資料並びに議案書の資料をご覧ください。

丹波地区下山黒瀬地内にあります、蕨農水組合が管理する揚水機1箇所の多段ポンプ及び真空ポンプの交換等を行うものであります。本揚水機につきましては、受益面積6.4へ

クータルに灌水するため、集落にございます小花池に揚水するものでございます。

復旧工事につきましては、議会の承認を得たのち、すみやかに所要の事務手続きを行いまして、3月末の完成を目指しているところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが議案第1号の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ただいま上程となりました、議案第2号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約について、補足説明をさせていただきます。

施工場所につきましては、議案第2号の議案書を1枚めくっていただき、資料の1枚目に位置図を添付しておりますのでご覧ください。

国道27号が図面左下京都方面から図面左上綾部方面へ向かって走っております。白土跨道橋は、図面中ほどの下山白土地内にあり、国道27号を跨ぐ農道橋であります。本橋は、昭和37年頃に国道27号を建設する際、分断された農道と用水路の補償工事として架設されたもので、完成後約55年が経過しており、経年劣化も激しく、コンクリートの剥離等もあるため、道路管理者である国土交通省から改修するよう指導もございました。また、地元からも現在通学路としても利用しているが、転落防止柵もないため、通行の際に危険を伴うことから改修の要望もございましたので、現在の橋梁に転落防止柵の設置、また橋梁の補修等を行うことも検討いたしました。老朽化も激しく、構造上も難しいことから既設橋を撤去し、新たに橋を架けかえることとしたものです。

実施にむけて国土交通省と協議をした結果、国道利用者の通行を妨げずに施工することは、技術的にも難しいことや、通行規制や道路管理者との協議に期間を要することなどから、国土交通省に工事の施工をお願いするものでございます。本契約につきましては、平成30年1月9日に締結いたしました基本協定に基づき、国道27号白土跨道橋上下部工事に係る費用を本町が負担し、工事施行に関する全てを国土交通省に委託するものです。

資料を1枚めくっていただき、裏面資料2に平面図、赤色で着色しております部分が工事の施工範囲となっております。参考に現在の白土跨道橋の写真を添付しておりますので、ご確認ください。

次に、資料3に国土交通省に委託し、実施いただく工事の概要を記載しております。

もう1枚めくっていただき、A3折込の資料4に橋梁一般図を添付しております。橋梁一般図につきましても赤色で着色しております部分が、施工範囲となっております。

工事につきましては、既設橋梁の上部、下部を撤去し、新たに下部工といたしまして、

鋼管基礎分を打ち込み、橋台を築造し、上部にH鋼を架設したのち一体的にコンクリートを打設する構造となっており、完成後は橋長19.8メートル、全幅員2.8メートル、有効幅員2メートルの橋梁となります。なお、工事の工程につきましては、国土交通省と工事落札者との請負契約締結が議決後となるため、詳細な工程は決定しておりませんが、平成29年度、平成30年度の2カ年にわたる工事を予定しており、平成31年3月31日までに工事を完成する予定となっております。

本契約の議案内容につきましては、議案第2号のとおり、委託金額8,199万9,000円、契約の相手方、大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第一号館 契約担当官 近畿地方整備局長 池田豊人、実施期間は、議会の議決を得た日から平成31年3月31日までとしてお願いするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号の補足説明といたします。

ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第1号 京丹波町営土地改良事業の施行についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねをちょっとしておきたいと思うんですけども、図面も配付してもらっておりますのでよくわかるんですが、実際、ポンプ小屋の所まで行ってみますと、建物の中にポンプが入っておるといふことやと思うんですけども、提案説明にもありましたように、水没といいますか浸かったと。台風の豪雨ということで水位が上がったということやと思うんですけども、あの建物の中にポンプがあると、それが浸かったということやと思うんですけども、今後も台風21号のような、そういう豪雨というのは当然予想もされるんですけども、実際、建物を移動させるというのは、大変難しいなと思って見たんですけども、今後、建物に水が入るといふことも当然あると思うんですけども、そういうことに対する対応といふことは、もう全くできないと。今後もそういうことが起こるといふこともあると思うんですけども、その辺については、ちょっとどういうふうにご考慮されるのか、伺っておきたいなあというように思います。

それから、小花池に揚げるということなんですけども、実際、地元の人に聞いとりますと、上流といいますか自然に入ってくる水も含めて浸かっておるといふことでございましたんですけども、実際、ポンプの稼働というのは、当然、春から秋にかけての必要なときだと思っておりますけども、どれぐらい稼働されているのか、わかっておれば伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在のポンプの位置でございますけれども、山田議員のほうからございましたように、河川の上流に向かしまして、左岸側にポンプ室があるところがございます。ポンプの設置場所につきましては、かなり低い位置にあるというようなこともあるところがございます。今後については、地元との協議にはなるんですけれども、地元負担も発生するところがございますので、地元と協議をしながら進めてまいりたいなというように考えておるところでございます。

また、ポンプ室には、チェーンブロックが設置をされておまして、そうしたことからモーター部分だけを取り外して、上に積み上げるということも可能になっておるところでございます。そうしたことから、豪雨が発生する場合には、そういったことでモーターの部分を取り外して上へ上げるなどのそういった指導もしっかりと今後してまいりたいなというように考えておるところでございます。

ポンプの稼働日数ですけれども、詳細資料を本日持ち合わせておりませんので、実際、何日稼働という詳細の部分はわからないわけでございますけれども、やはり水を必要とする時期になりますと一気に多くの水が必要となることになりますので、そうしたことを考えるとこのポンプについては、今後も必要なものではないかなというように思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私、このポンプは必要でないということは、何も思っていないわけで、当然、必要やと思うんですけども、実際、高台にありますので、水が非常に必要な時期もございますので、当然、そういうことも考えられると思うんですけども。

私が申し上げたかったのは、今の農業情勢の中で、どんどん農業する、耕作する方が減っていくということになりますと、ポンプを動かすということは、当然、それだけの費用がいるわけで、それを耕作者で負担をして維持をされとると思うんです。実際、町内でもそういうようにされておった所が、できるだけ自然の水を使うと、いうこともあるようでございますので、維持の関係でいくと負担が相当大変なことになるなということで、どれぐらいの稼働日数かということもお尋ねしたんですけども。実際、高齢になってきて、耕作する方が減ってきて、負担が大変やということもちょっと聞きますので、その辺のこともあってちょっとお尋ねをしたわけでございますけれども、実際、これを維持していこうと思えば、相当費用もいるということになりますし、これまでは、当然、多くの農家の方

がおられたと思うんですけども、そういうこともございましたのでお尋ねしたわけでございます、今後の維持管理の問題も非常に大事な問題やなと思いますので、水利組合がつくられて、そこが管理をされとるということでございますが、そういう点でいきますと、担い手ですね、その辺も関わりが非常に大きいなというように思いますので、その辺のこともよくあわせて指導していただくべきじゃないかと思っておりますので、ちょっと改めてその辺について考えがあれば伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 蕨の集落につきましては、現在、多面的機能支払の事業に取り組んでおられまして、このポンプの維持なり修繕等についても多面的機能支払の交付金をご利用いただいて維持管理のほうを行っていただいております。また、中山間の直接支払制度のほうも取り組んでおられますので、そういったものを利用していただきながら、ポンプの維持管理に努めていただいておりますような状況でございます。蕨地内については、新規の就農者といたしますか、兼業の方にはなるんですけども、若い方も何人か入っておられますし、また他の地域から耕作に来られているような状況もございまして、比較的、集落内で現在ではそういった方も加えての農地の管理をいただいておりますというような状況になっておるところでございます。耕作者が減ることによりまして、維持管理に係る個人の負担というものは、大きくなってこようかというように思いますが、今後も国の多面的機能支払制度、また、中山間直接支払制度等をご活用いただきながら、ポンプの維持管理に努めていただきたいと思いますというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 私も現場に行かせてもらって、地図も見させていただいたら、このポンプの建屋のところへん、実際、やっぱり河川がすごく狭くなってるんですか。それで、河川の改修で、こうした災害を免れるという、そういう観点というか考えというか、これからの計画なんかありましたら。

そして、上流には、白土やったか、用水池がある所は、河川がうまく改修されて、あそこはうまく災害にもならず済んだということもちょっと近辺の人からお聞きしたんですが、その点お伺いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在ありますポンプが据わっております河川の所でございますけれども、ちょっといつ改修されたかは覚えておりませんが、改修をされまして、ちょ

うど黒瀬側の集落側のほうに擁壁等積まれて改修された、今、あとでございませう。それで、ポンプについては、その以前から対岸側に、ちょうどあそこの部分が下流に向かいまして左にカーブしておるんですけれども、ちょうど深みがあってその部分に昔からポンプがあるということでございまして、今後、河川のほうについてはもう改修が終わつるので、これ以上の改修はないのかなというように思っております。

以上でございませう。

○議長（篠塚信太郎君） 隅山君。

○8番（隅山卓夫君） 水稻をやられとる農業作業の方にとっては、命に次いで大切な水やというように思いますので、早急に復旧をしてあげてほしいなという思いでいっぱいでございます。同時にまた今課長のほうから説明がございました。揚程が必要やということで、多段式のポンプが入れられておまして、非常に高価なポンプだというように認識をしております。今、チェンブロック等で動力を引き上げるという形なんですけど、なかなかこれもボルトを取ったりしなきゃならんというようなことで、結構大変なこと。それから、高齢になりますと、相当な、チェンブロックを引き上げるというような力もいりませうし、緊急時には、なかなか危険な作業だというふうに思っておりますので、クランプ装置等を考えていただいて、ボルトを外さなくても瞬時にそれが取れて、簡単に引き上げられると。要するに、ポンプを固定するものが水に浸かっても全然問題ないと。動力機が問題だというように思っておりますので、今後につきましては、そういう水稻事業作業の方、水利組合の方に大きな負担をかけなくて、簡単に動力だけを取り外して上げられるような、そういったものが、今現在あると思いますので、そのあとも十分調査をされて、今後、水稻作業の方に負担をかけないような形で、ポンプを、要するに動力機だけ守ればいいいわけでして、その辺りを十分配慮のうえ、早急に工事をしてあげてほしいというように思っております。よろしくお願ひします。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまご意見を頂戴しましたものを踏まえまして、今後また検討させていただきたいというように思っております。

以上でございませう。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号 京丹波町営土地改良事業の施行について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約についての質疑を行います。山田君。

○10番(山田 均君) お尋ねをちょっとしておきたいと思うんですけども、説明もございましたように、元々農道橋ということで作られたということで、今回、この橋のやりかえということなんですけども、先ほど資料等も説明していただいたんですけども、有効な橋の幅というのが2メートルという説明があったと思うんですけども、実際2メートルの幅員の確保で農耕用ということであれば、トラクターなどが行き交うということになると思うんですけども、実際2メートルの確保でそういうものが通ることができるのかどうか。当然、地元の農家組合とかと協議もされてきたと思うんですけども、歩いて渡るといふ点では問題ないと思うんですけども、本来の趣旨からいえば、そういう点の確保も必要かと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長(篠塚信太郎君) 山内土木建築課長

○土木建築課長(山内和浩君) 橋梁の幅員の関係ですが、一応機能復旧が原則ということで、現在の利用状況や現場の状況を踏まえまして、地元の意見も聞いたうえで既設橋と同規模の橋梁ということで建設のほうを予定しております。農道橋でありますので基本は先ほど申されましたようにトラクターとか通ればよかったですけども、一応、現況の幅員に既設の幅員を確保したいとおったわけですが、実際は、元々からトラクターが通れるような橋ではなかったんで、小型の農耕車の三輪のちょっと運ぶようなものが通行できるということで、最後の渡りきった所で角を切ったような、曲がれるような格好で考えてるんで

すけど、その小型農耕車が通れるというのを前提に考えておりますんで、それは地元とも協議させていただいておりますし、また有効幅員2メートルの中で、水路の大きさが、元々25センチの水路でしたんですが、30センチの水路ということで、地元のほうの要望もありまして、30センチの水路の、また強固なものということで要望もあつたように聞いておりますので、それが水路の幅といたしまして60センチほどありますので、実際に通行できる部分といたしましては、地覆やらありますんで1メートル20センチぐらいになつてきます。ほんで、農耕車が通れる1メートル20センチでというようなことで、今のところは設計もしておりますし、地元のほうにも説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 待ち望んでできる跨道橋なんですけど、ちょっと私わからないんですけど、地元の方の最終的な説明とかは、もうされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長

○土木建築課長（山内和浩君） 事前に工事をやらしていただくという話で何度か国土交通省と一緒に説明会のほうもさせていただいておるわけですが、最近では、一度事前に説明をさせていただく予定にしておったんですが、たぶん台風やったんやなかったかと思うんですけど、その時にちょうど時期が悪かって、一旦流れて、地元とも協議した結果、工事発注後に説明をしていただいたらということですので、全体の工事の概要については地元と調整をしながら説明会もさせていただくとるんですが、最後の工程的なものにつきましては、業者が決まりましたら通行規制とか、そういう関係も含めまして、施工計画を立てていただいて、そのあと説明会をさせていただく予定としております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

議案第2号 国道27号白土跨道橋上下部工事委託契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成30年第1回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会します。

午前 9時30分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 村山 良夫

〃 署名議員 谷山 眞智子